

粉じん作業現場における 安全衛生対策について

和気労働基準監督署

本日説明させていただく事項

- 労働災害発生状況について
- 粉じん作業現場における安全衛生対策について
 - ・機械設備等の災害防止対策について
 - ・粉じん作業現場の作業環境管理、作業管理、健康管理について

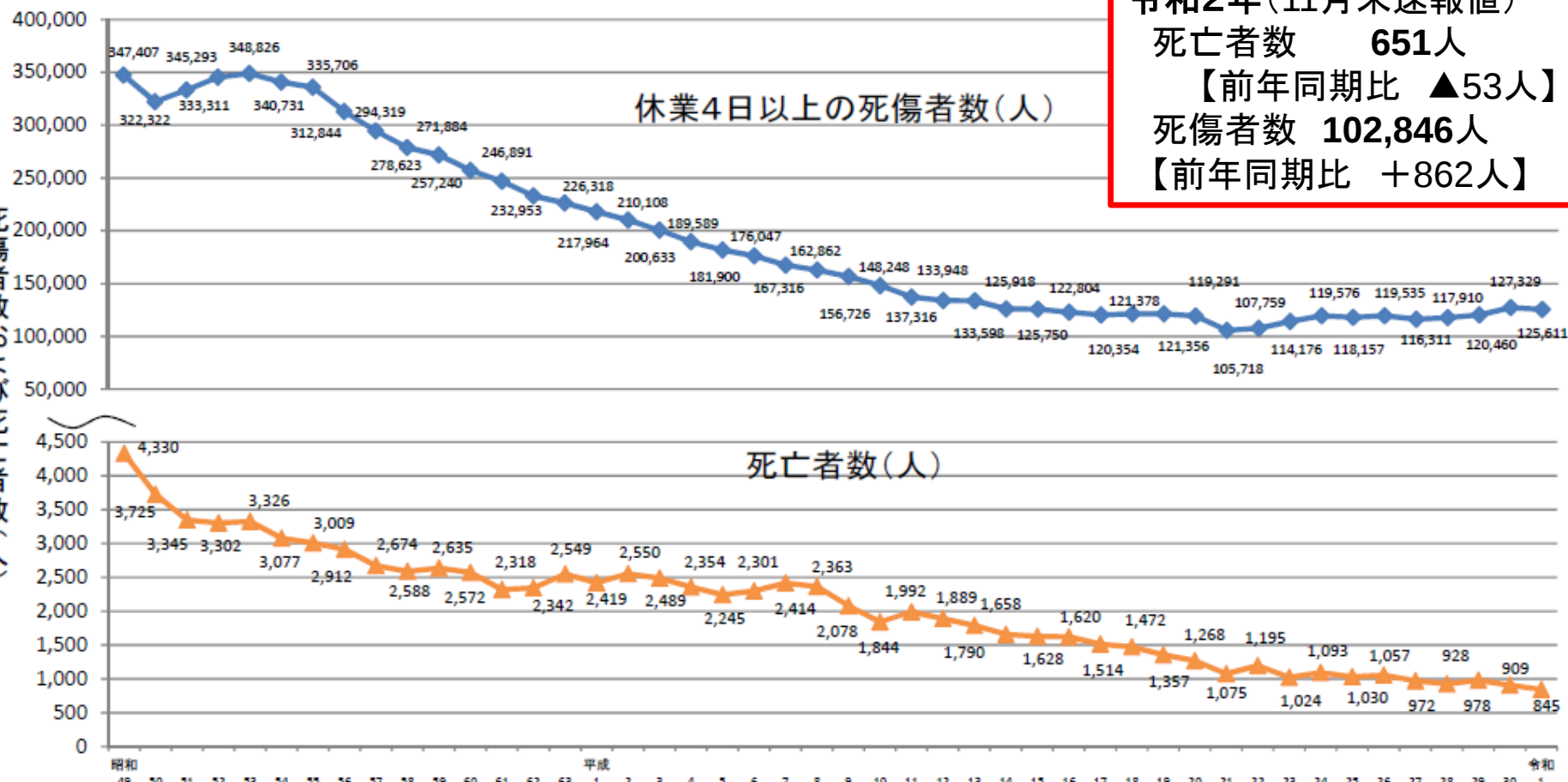
労働災害発生状況

労働災害による死亡者数、死傷者数の推移（全国）

- 死亡者数、休業4日以上の死傷者数ともに、長期的には減少傾向にある。
- 死亡者数は、過去最少となった。
- 休業4日以上の死傷者数は、近年、増加傾向にある。

令和元年 死亡者数 **845人**
死傷者数 **125,611人**

令和2年（11月末速報値）
死亡者数 **651人**
【前年同期比 ▲53人】
死傷者数 **102,846人**
【前年同期比 +862人】

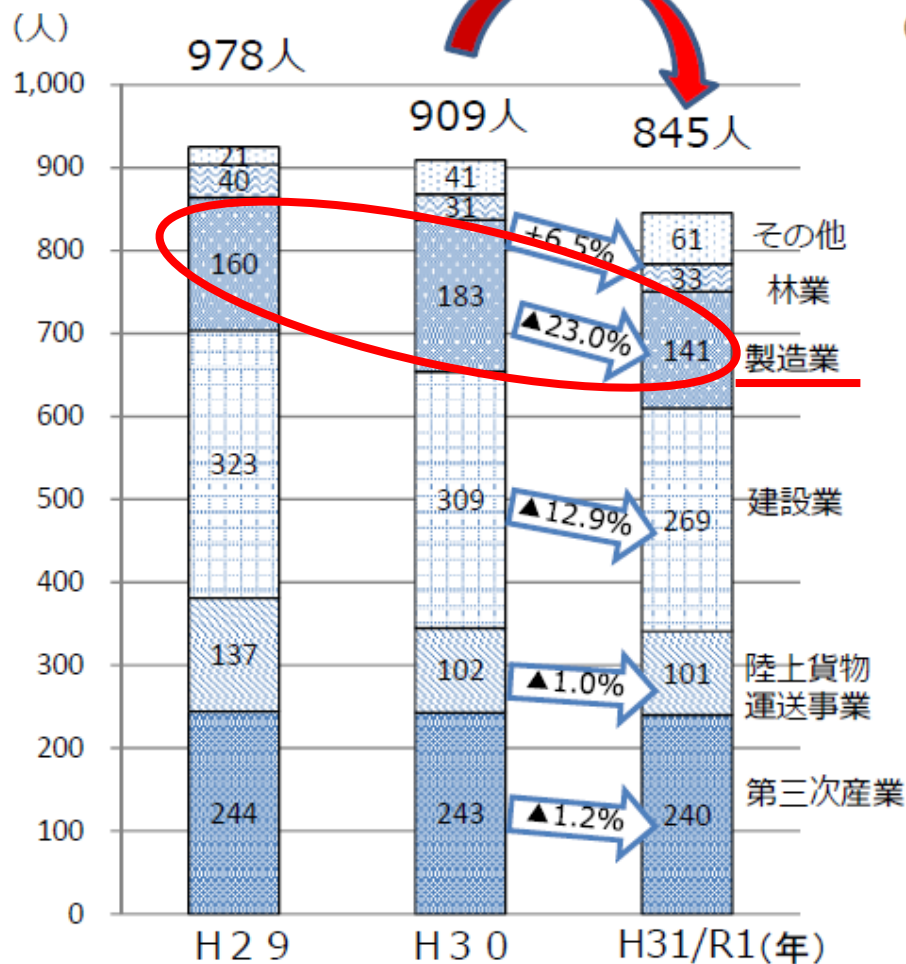


平成31年/令和元年 業種別労働災害発生状況 (確定値)(全国)

※ 平成31年 1月 1日から令和元年12月31日までに発生した労働災害について、令和 2年 4月 7日までに報告があったものを集計したもの

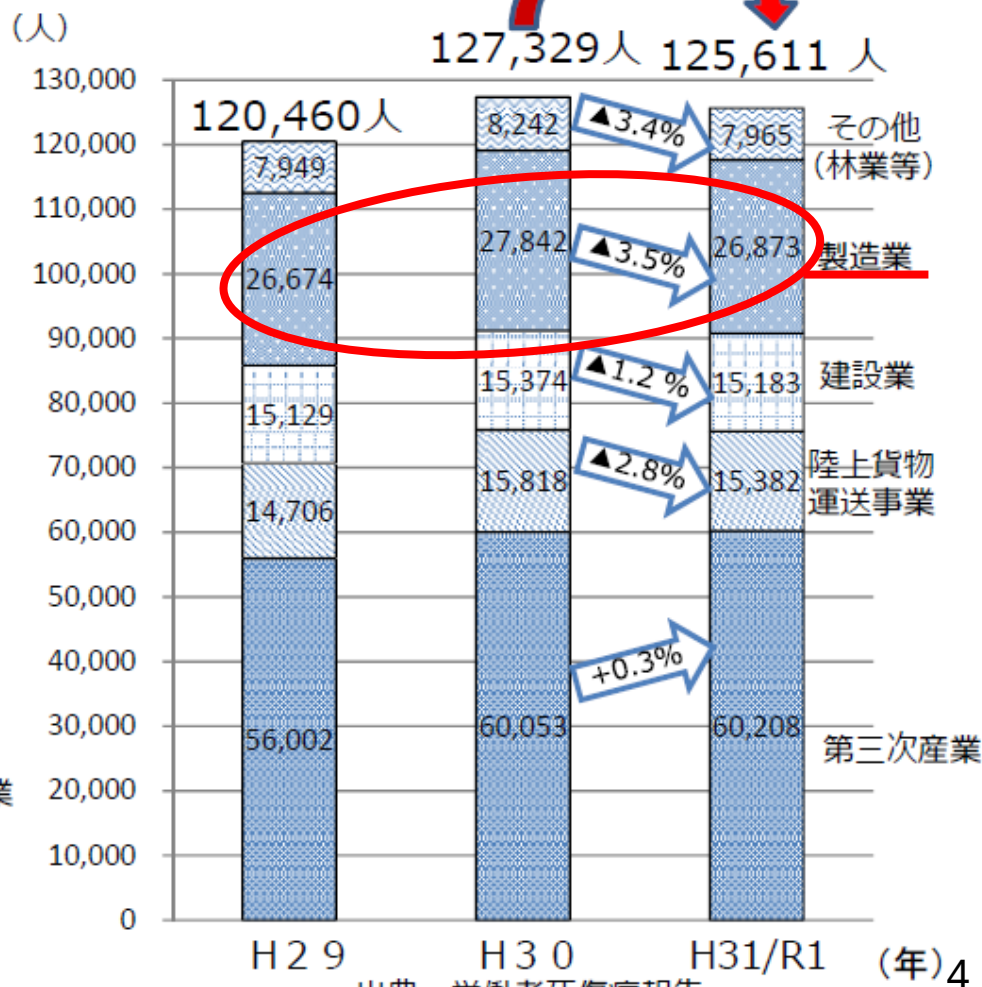
死亡災害

▲64人(▲7.0%)



休業4日以上之死傷災害

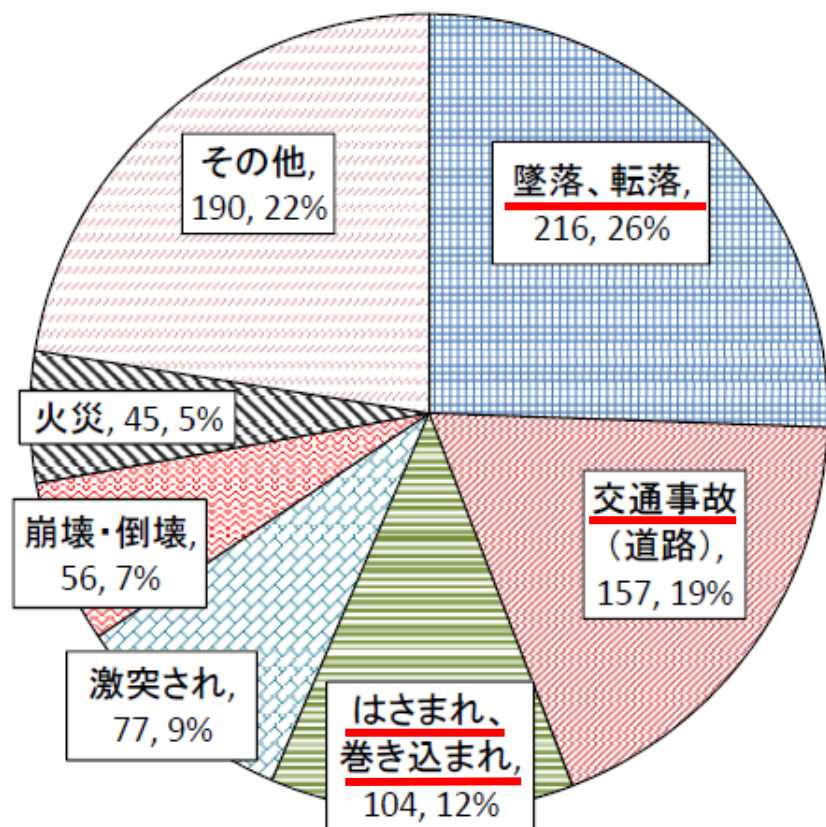
▲1,718人(▲1.3%)



平成31年/令和元年 事故の型別労働災害発生状況（確定値） (全国)

死亡災害

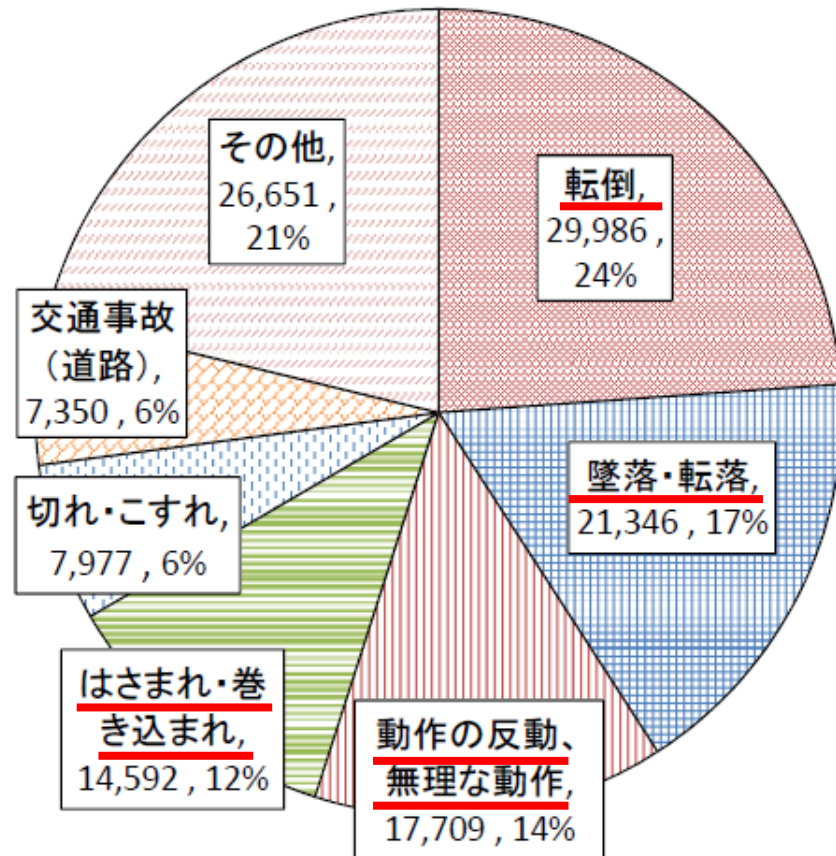
845人(前年比▲7.0%)



出典：死亡災害報告

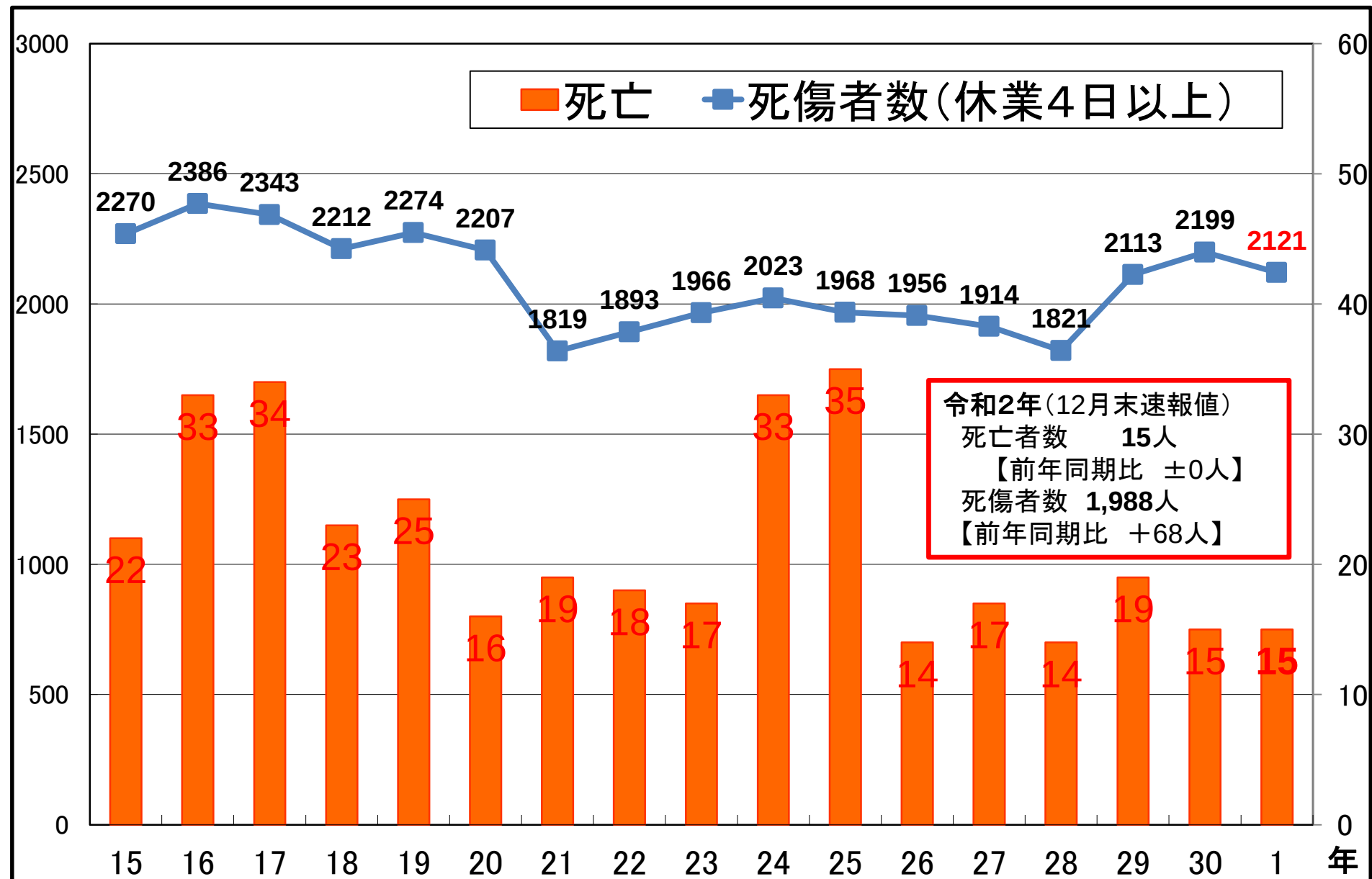
休業4日以上の死傷災害

125,611人(前年比▲1.3%)

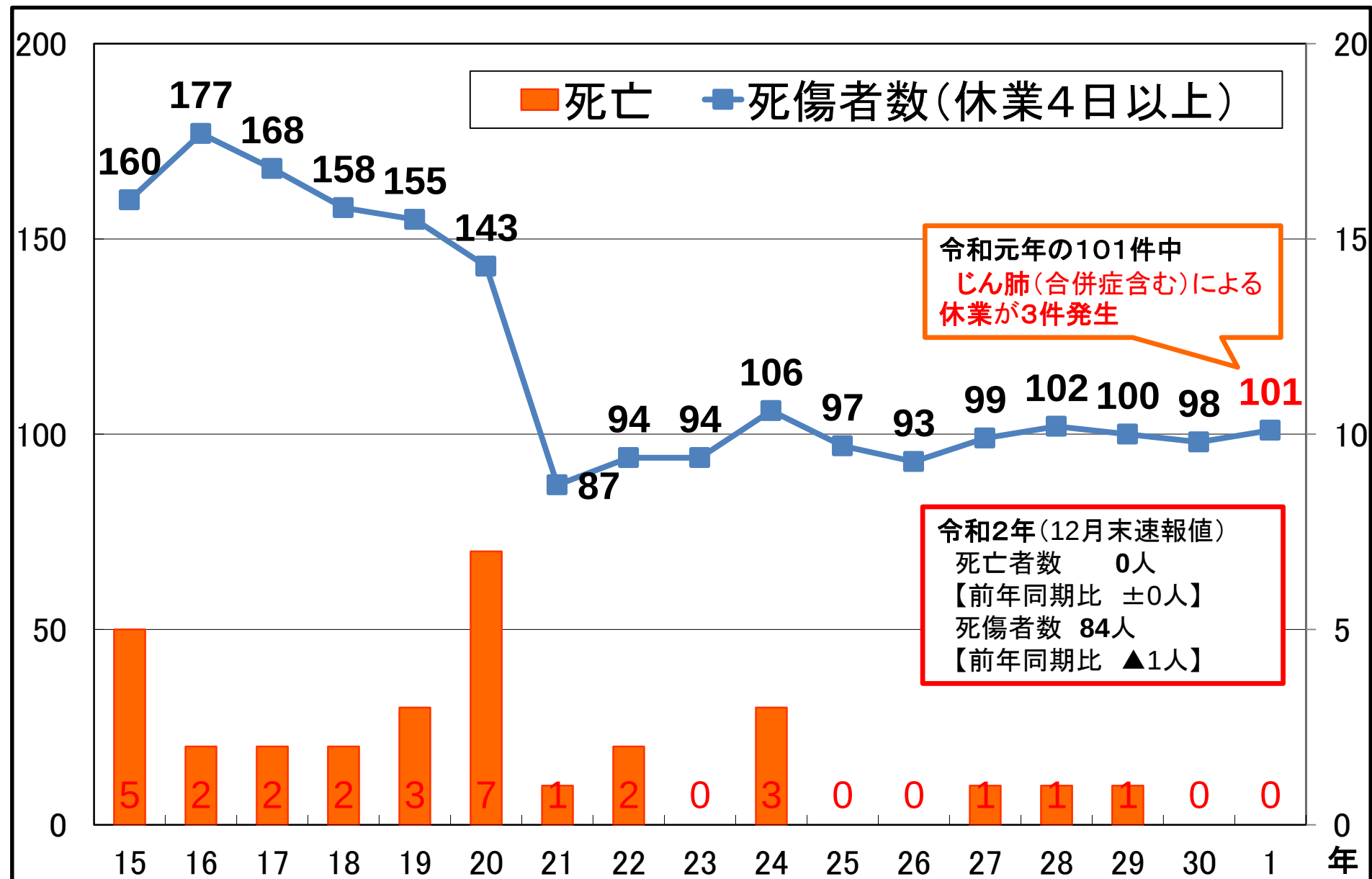


出典：労働者死傷病報告

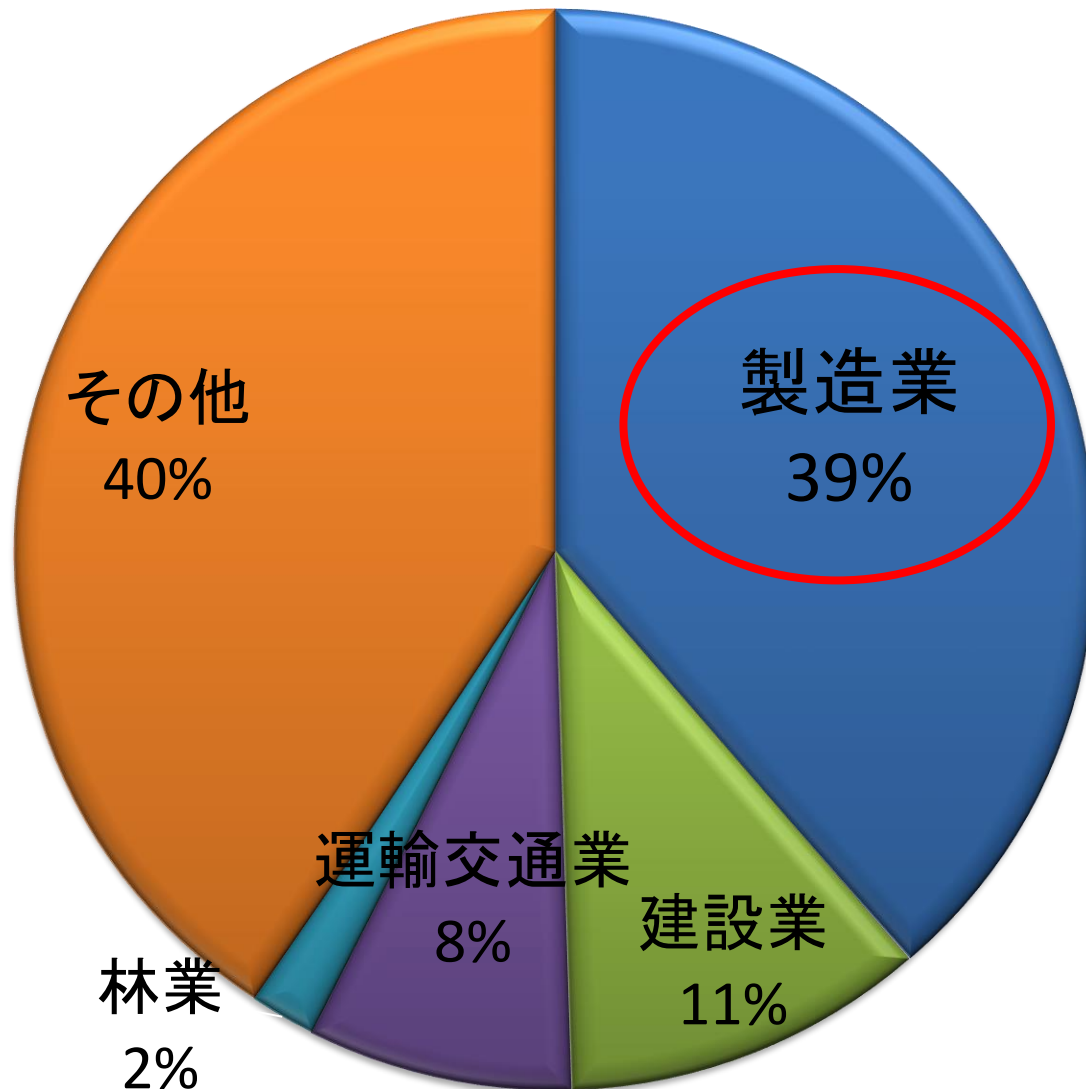
労働災害発生状況(岡山県内)



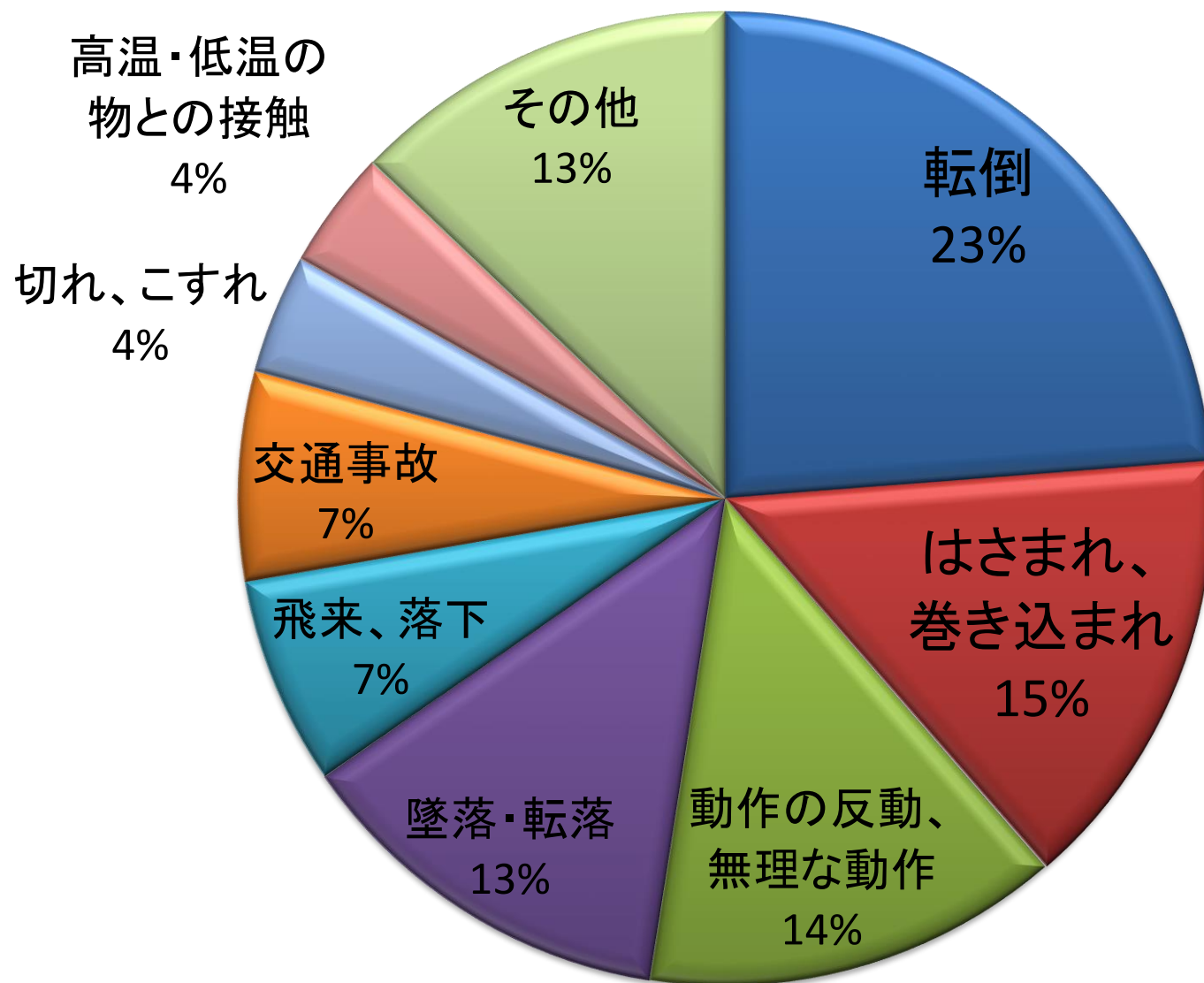
労働災害発生状況(和気監督署管内)



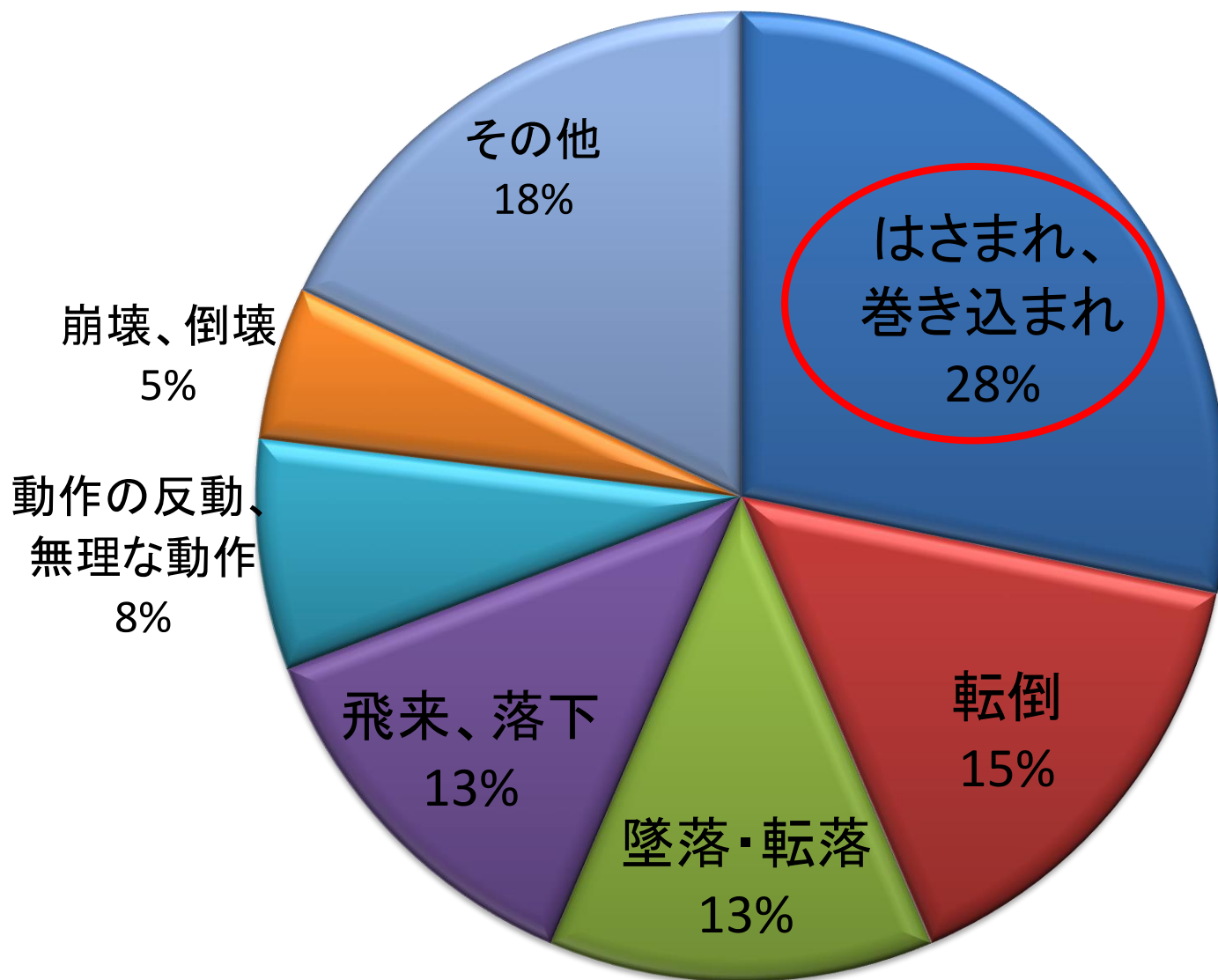
業種別割合（和気監督署管内）



全業種・事故の型別割合（和気監督署管内）

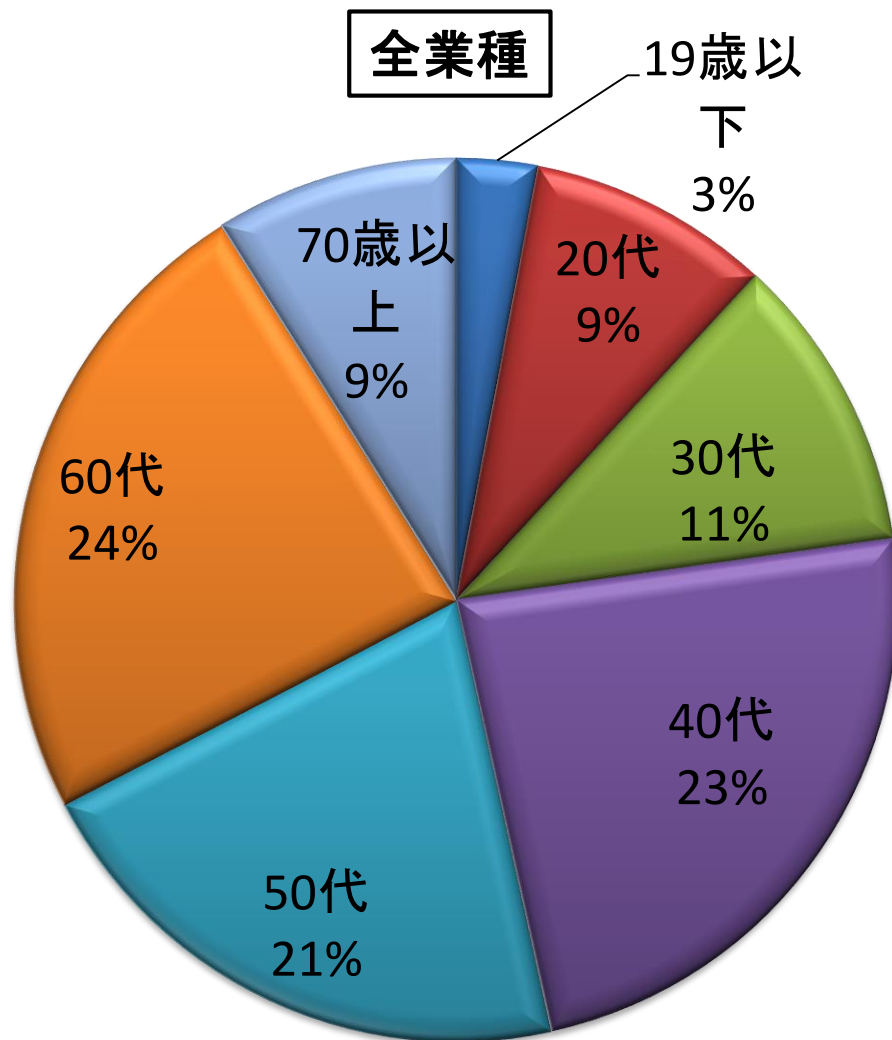


製造業・事故の型別割合（和気監督署管内）



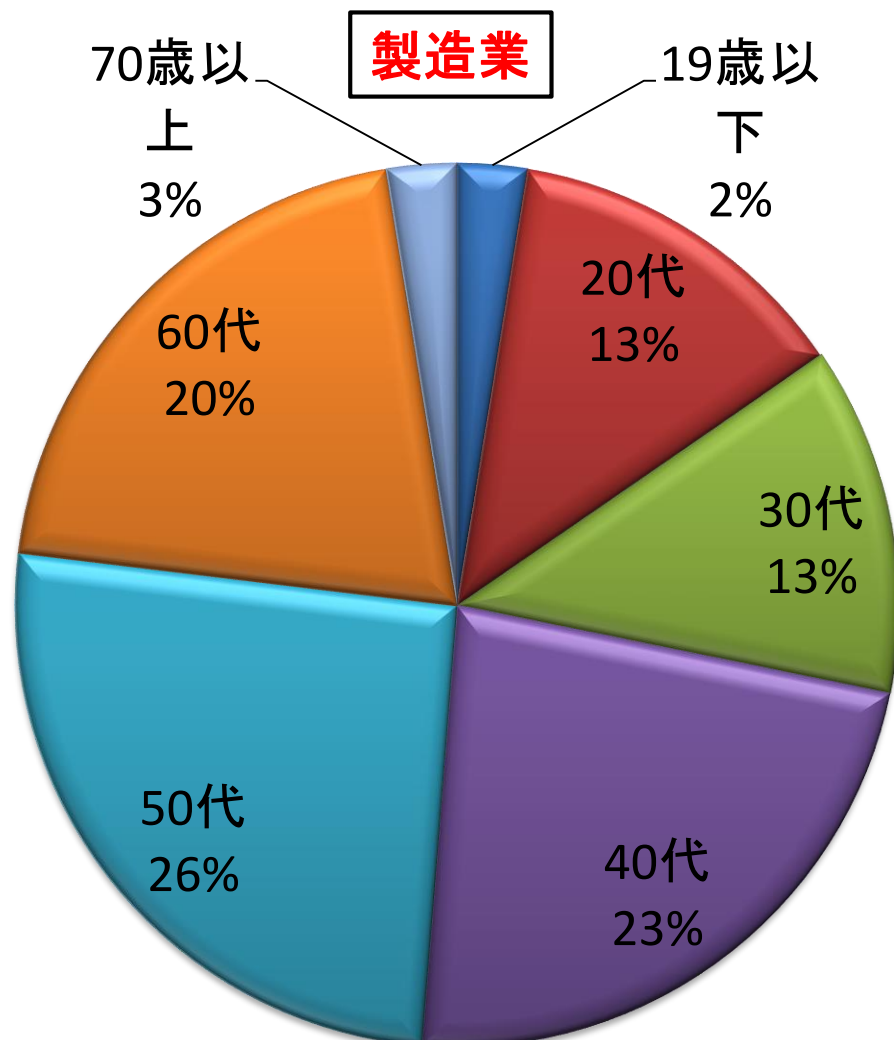
被災者年齢別割合（和気監督署管内）

全業種



60歳以上：**31%**

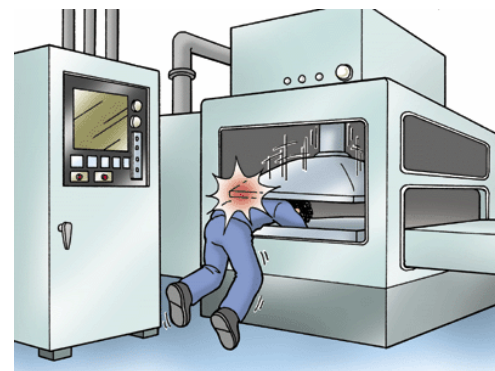
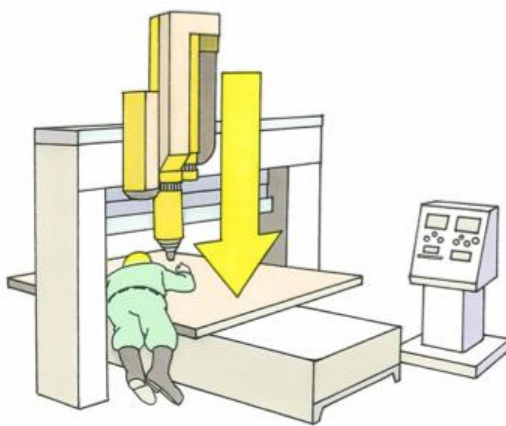
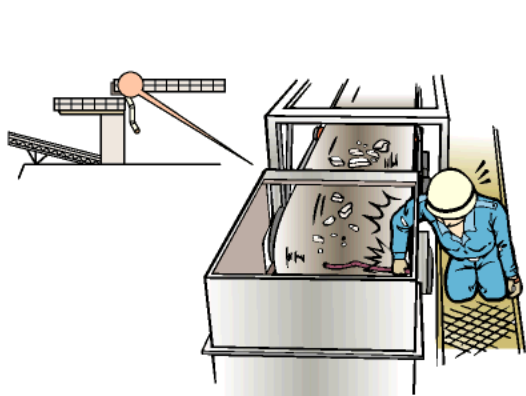
製造業



60歳以上：**23%**

機械設備等の災害防止対策

はさまれ・巻き込まれ災害は
死亡災害や障害の残る重篤な災害につながります



はさまれ・巻き込まれ災害が発生する
おそれがないか、全ての作業場において
再点検をお願いします

はさまれ・巻き込まれ災害の防止

- ・機械の稼働部に覆い、囲い等が設置されているか
- ・覆い、囲い等が破損、老朽化等していないか
- ・覆い、囲い等に身体の一部が入るような隙間がないか
- ・安全装置が有効に機能しているか
- ・非常停止ボタンが適正に配置されているか
- ・稼働部等の危険箇所に立ち入る場合に、機械の運転を停止しているか、停止した場合に当該機械の起動装置にカギを掛け、表示板を取り付ける等の措置を講じているか

機械による労働災害防止対策

(機械の安全化)

機械の安全化を進める上での3つの大前提

- ◎ **人はミスをする** (人の注意力には限界がある)
「人の注意力に頼る安全」から「機械に任せる安全」へ
- ◎ **機械は故障する** (故障しない機械はない)
故障しても安全機能が継続するよう(フェールセーフ)
に設計・製造し、その機能が有効となるよう管理する
- ◎ **絶対安全は存在しない** (残留リスクは必ず存在する)
「受け入れ可能なリスク」のレベルまでリスクを低減し、
残留リスクを周知・管理する

機械災害を確実に防止するための 機械の安全化の原則

① 本質安全の原則

機械の危険箇所(危険源)を除去する、または人に危害を与えない程度にする。

例：角・突起物等をなくす、作動エネルギーを小さくする

② 隔離の原則

人が機械の危険源に接近・接触できないようにする。

例：柵・囲い等のガードを設ける

③ 停止の原則

人が機械の動作範囲に入る場合には、機械を停止させる。

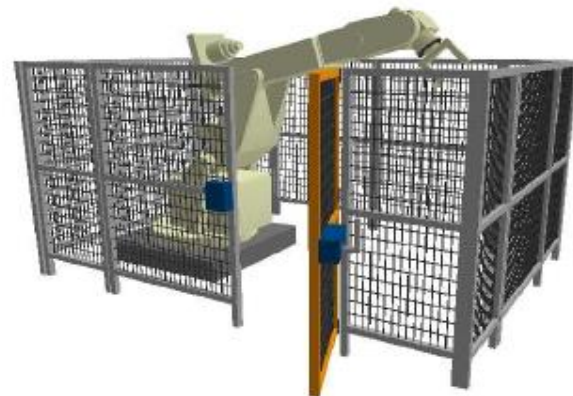
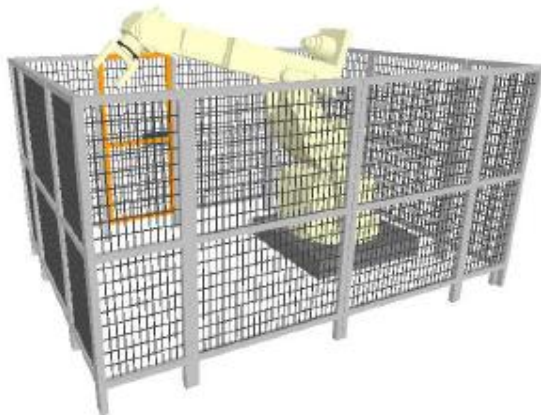
例：インターロック装置、起動装置の施錠(誤起動防止)

はさまれ・巻き込まれ災害の防止

●ガード(柵・囲い)設置時の注意事項

- **固定式ガード**: 恒久的に固定されているか工具を使用して外さないと内部に入れない構造のもの
- **可動式ガード**: 工具を使用せずに開くことができるもの
(固定式ガードに設けられた扉やふた等)

固定式ガードと可動式ガード (JIS B 9716)



はさまれ・巻き込まれ災害の防止

●ガード(柵・囲い)設置時の注意事項

・固定式ガード

危険源に応じて、高さ、開口部の大きさ(すきま)、危険源との距離を適切に調整すること

【隔離の原則】

⇒ JIS(日本産業規格)等の規定を参考に

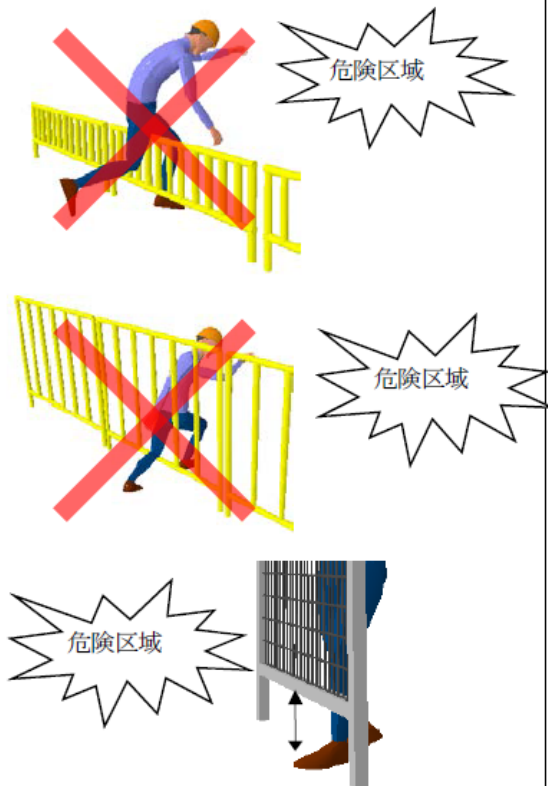
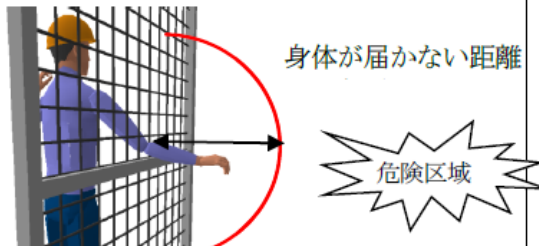
・可動式ガード

開いたら機械が停止する、または、機械を停止しないと開かないインターロック装置を設けること

【停止の原則】

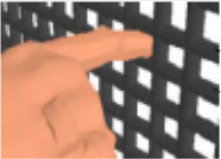
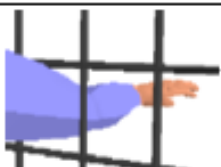
はさまれ・巻き込まれ災害の防止

●ガード(柵・囲い) 設置時の注意事項

隔離方策の要件	図
(ア) 身体全体が容易に入れないこと i. ガードの上部から乗り越えられないこと ii. ガードの隙間から通り抜けができないこと iii. 床面等とガードの下端の隙間から進入できないこと	
(イ) 身体の一部が可動範囲に届かないこと	

はさまれ・巻き込まれ災害の防止

●危険源までの安全距離 (上肢の場合)

上肢部分	開口部 (mm) ⁽¹⁾	安全距離(mm)		
		長方形	正方形	円形
指先 	$e \leq 4$	≥ 2	≥ 2	≥ 2
	$4 < e \leq 6$	≥ 10	≥ 5	≥ 5
指又は手  	$6 < e \leq 8$	≥ 20	≥ 15	≥ 5
	$8 < e \leq 10$	≥ 80	≥ 25	≥ 20
	$10 < e \leq 12$	≥ 100	≥ 80	≥ 80
	$12 < e \leq 20$	≥ 120	≥ 120	≥ 120
	$20 < e \leq 30$	$\geq 850^{(2)}$	≥ 120	≥ 120
腕 	$30 < e \leq 40$	≥ 850	≥ 200	≥ 120
	$40 < e \leq 120$	≥ 850	≥ 850	≥ 850
(1) 開口部の寸法eは正方形開口部の辺、円形開口部の直径及び長方形開口部の最も狭い寸法に相当する。 (2) 長方形開口部の長さが65mm以下なら、親指はストッパーとして働くので、安全距離は200mmまで減らすことができる				

はさまれ・巻き込まれ災害の防止

はさまれ・巻き込まれ災害の多くが
非定常作業時（保守点検、掃除、トラブル処理等）
に発生しています。

あらかじめ**非定常作業時の作業手順書**（安全作業マニュアル）**を作成**し、トラブル発生時に慌てることなく対処できるよう、作業者へ**教育・訓練**を行いましょう

墜落・転落災害の防止

- ・点検用通路等に**手すり**が**設置**されているか
- ・機械設備のピット等の**開口部**に**手すり・覆い**等が**設置**されているか
- ・手すり、覆い等を一時的に取り外した後に、**復旧**されているか
- ・手すり、覆い等が**破損、老朽化**等していないか
- ・墜落・転落危険箇所への**立入禁止**が**徹底**されているか

安全通路の確保

- ・機械設備間の隙間やコンベアーの下部等を通路として使用していないか
(通路の幅が80cm以上確保されているか、通路面から高さ1.8m以内に障害物がないか)
- ・屋内、屋外通路(事務所と駐車場間)に凹凸、段差がないか
- ・油・水で床面が濡れていないか
- ・出入口や日陰になっている場所など、凍結しやすい箇所がないか

粉じん作業現場の 作業環境管理、作業管理、健康管理

「じん肺」とは

主として小さな土ぼこりや金属の粒などの**粉じん**を長い年月にわたって**多量に吸い込む**ことで、肺の組織が線維化し、硬くなって弾力性を失ってしまった病気です。

いったんじん肺にかかると、もとの正常な肺にはもどらず、粉じん作業をやめた後も**病気は進行**します。

じん肺そのものについては、現在、**治療の方法がありません。**

じん肺にかからないためには、粉じんの発生源対策、局所排気装置等の適正な稼働、呼吸用保護具の適正な着用などにより、粉じんへの「**ばく露防止対策**」を徹底することが重要

粉じん障害防止対策（ばく露防止）のポイント

①発生した粉じんを封じる、抑える
（密閉する、湿潤化する等）



②粉じんを排気する
（局所排気装置、プッシュプル型換気装置等）



③粉じんを吸わないようにする
（呼吸用保護具（防じんマスク））

【作業環境管理】

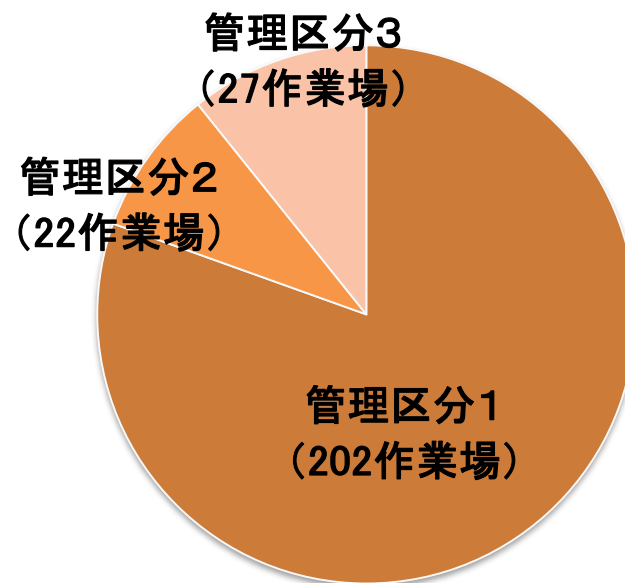
屋内で常時**特定粉じん作業**を行う作業場は6月以内ごとに**作業環境測定**の実施が義務付けられています。

作業環境測定の評価

管理区分	単位作業場所の状態
第1管理区分	作業環境管理が 適切 であると判断される状態
第2管理区分	作業環境管理になお 改善の余地がある と判断される状態
第3管理区分	作業環境管理が 適切でない と判断される状態

東備地域における耐火物関連製造業を中心 とした事業場の作業環境測定結果

平成30年度調査		
対象事業場数	56	
対象作業場数	251	
（管理区分1）	202	80.5%
（管理区分2）	22	8.8%
（管理区分3）	27	10.8%
管理区分が第1のみであった事業場数	28	
管理区分で第2があった事業場数	9	
管理区分で第3があった事業場数	19	



作業環境が良好でない第2・3管理区分が**約20%**を占めており、粉じんにはばく露するリスクが高い粉じん職場があります。

作業環境測定のポイント

作業環境測定とは(安衛法第2条 定義)

作業環境の**実態を把握**するため、空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析をいう

- ① 作業環境測定は**通常**の粉じん作業が行われている**状態**で行うこと。
- ② 作業環境測定の結果について、安全衛生委員会等で**調査審議**を行うこと。
 - ・作業環境測定結果報告書(証明書)の表紙にある【**事業場記入欄**】を活用
 - ・管理区分結果だけではなく、**測定時の状況**や**粉じんの濃度分布等**も確認し、粉じん低減対策を講じる

保存 年

年 月 日

報告書（証明書）番号

作業環境測定結果報告書（証明書）

殿

貴事業場より委託を受けた作業環境測定の結果は、下記及び別紙作業環境測定結果記録表に記載したとおりであることを証明します。

測定を実施した作業環境測定機関

① 名 称		② 代表者職氏名	④
		②-(2) 作業環境測定結果の管理を担当する者の氏名	④
③ 所在地 (TEL、FAX)			
④ 登録番号		⑤ 作業環境測定に関する精度管理事業への参加の有無	無 有 (年度 参加 No.)
⑥ 連絡担当作業環境測定士氏名		⑦ 登録に係る指定作業場の種類	第 1 2 3 4 5

測定を委託した事業場等

⑧ 名称	
⑨ 所在地 (TEL、FAX)	

記

1. 測定を実施した単位作業場所の名称 :
2. 測定した物質の名称及び管理濃度 :
3. 測定年月日 (1 日目) 年 月 日 (2 日目) 年 月 日
4. 測定結果

測 定 日	1 日 目	2 日 目	1 日 目 と 2 日 目 の 総 合	区 分
A 測定結果 [幾何平均値]	$M_1 = ()$	$M_2 = ()$	$M = ()$	I II III
B 測定値			()	I II III

() 内には単位 [ppm・mg/m³・f/cm³・無次元] を記入

管理区分 (作業環境管理の状態)	第 1 管理区分 (適 切)	第 2 管理区分 (なお改善の余地)	第 3 管理区分 (適切でない)
---------------------	-------------------	-----------------------	---------------------

【事業場記入欄】 (以下については事業場の責任において記入すること)

作成者職氏名	作成年月日	年 月 日
--------	-------	-------

(1) 当該単位作業場所における管理区分等の推移 (過去 4 回)

測定年月日	年 月	年 月	年 月	年 月 (前回)
A 測定結果	I II III	I II III	I II III	I II III
B 測定結果	I II III	I II III	I II III	I II III
管理区分	第 1 第 2 第 3	第 1 第 2 第 3	第 1 第 2 第 3	第 1 第 2 第 3

(2) 衛生委員会、安全衛生委員会又はこれに準ずる組織の意見

(3) 産業医又は労働衛生コンサルタントの意見

(4) 作業環境改善措置の内容

6 測定データの記録

【A測定データ】

測定 方法 No.	1 日 目		2 日 目		測定 方法 No.	1 日 目		2 日 目	
	③ 相対濃度 ()	④ 質量濃度 (mg/m ³)	③ 相対濃度 ()	④ 質量濃度 (mg/m ³)		③ 相対濃度 ()	④ 質量濃度 (mg/m ³)	③ 相対濃度 ()	④ 質量濃度 (mg/m ³)
1					11				
2					12				
3					13				
4					14				
5					15				
6					16				
7					17				
8					18				
9					19				
10					20				

【B測定データ】

⑨ C _{B1}				
C _{B2}				
C _{B3}				

7 サンプルング実施時の状況

⑨ サンプルング実施時に当該単位作業場所で行われていた作業、設備の稼働状況等及び測定値に影響を及ぼしたと考えられる事項の概要

〔作業工程と発生源及び作業者数〕

〔設備、排気装置の稼働状況〕

〔ドア、窓の開閉、気流の状況〕

〔当該単位作業場所の周辺からの影響〕

〔各測定点に関する特記事項〕

天 候		温 度	℃	湿 度	%	気 流	～	m/s
-----	--	-----	---	-----	---	-----	---	-----

評価の結果に基づく措置

労働安全衛生法第65条の2、粉じん則第26条の3第1項

事業者は、作業環境測定の評価の結果、**第3管理区分に区分された場所**については、直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、作業環境を改善するため**必要な措置**を講じ、当該場所の管理区分が第1管理区分又は第2管理区分となるようにしなければならない。

評価の結果に基づく措置

労働安全衛生法第65条の2、粉じん則第26条の3**第2項**

事業者は、第3管理区分に区分された場所について、作業環境を改善するため必要な措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該粉じんの濃度を測定し、及びその結果の評価を行わなければならない。

評価の結果に基づく措置

労働安全衛生法第65条の2、粉じん則第26条の3 **第3項**

事業者は、**第3管理区分に区分された場所**については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講じなければならない。

評価の結果に基づく措置

労働安全衛生法第65条の2、粉じん則第26条の4

事業者は、作業環境測定の評価の結果、第2管理区分に区分された場所については、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、作業環境を改善するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

局所排気装置及び除じん装置の定期自主検査

安全衛生法第45条第1項（粉じん則第17条）

事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び除じん装置については、1年以内ごとに1回、定期に自主検査を行わなければならない。

法定検査項目のうち、吸気および排気的能力（制御風速の測定）の検査が行われていないケースが多く見られます。

制御風速を測定しないと、局所排気装置等の正確な性能を把握することができず、作業環境測定結果の悪化にもつながります。

適切な検査を行うため、局所排気装置等の設備ごとに、「検査・点検責任者」を選任し、必要な管理を行わせてください。

局所排気装置及び除じん装置の定期自主検査

安全衛生法第45条第1項(粉じん則第17条第2項第1号)

局所排気装置の法定検査項目

- ◎フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみその他損傷の有無及びその程度
- ◎ダクト及び排風機における粉じんの堆積状態
- ◎ダクトの接続部における緩みの有無
- ◎電動機とファンとを連結するベルトの作動状態
- ◎吸気及び排気的能力
- ◎上記に掲げるもののほか、性能を保持するために必要な事項

局所排気装置及び除じん装置の定期自主検査

安全衛生法第45条第1項(粉じん則第17条第2項第3号)

除じん装置の法定検査項目

- ◎構造部分の摩耗、腐食、破損の有無及びその程度
- ◎内部における粉じんの堆積状態
- ◎ろ過除じん方式の除じん装置にあつては、ろ材の破損又はろ材取付部等の緩みの有無
- ◎処理能力
- ◎上記に掲げるもののほか、性能を保持するために必要な事項

局所排気装置及び除じん装置の定期自主検査 ガイドライン

◎局所排気装置の定期自主検査指針

(平成20年3月27日自主検査指針公示第一号)

◎プッシュプル型換気装置の定期自主検査指針

(平成20年3月27日自主検査指針公示第二号)

◎除じん装置の定期自主検査指針

(平成20年3月27日自主検査指針公示第三号)

清掃の実施

労働安全衛生法第22条、粉じん則第24条**第1項**

事業者は、粉じん作業を行う屋内の作業場所については、**毎日1回以上**、清掃を行わなければならない。

清掃の実施

労働安全衛生法第22条、粉じん則第24条 **第2項**

事業者は、粉じん作業を行う屋内作業場の床、設備等及び休憩設備が設けられている場所の床等については、**たい積した粉じん**を除去するため、**1月以内ごとに1回、定期的に、真空掃除機を用いて、又は水洗する等粉じんの飛散しない方法**によって清掃を行わなくてはならない。

※「設備等」の「等」には、機械、窓枠、手すり、壁が含まれる

「たい積粉じん清掃責任者」を
選任し、その者の指揮の下で
、清掃を行うようにしましょう。



たい積粉じん清掃責任者

呼吸用保護具（防じんマスク）

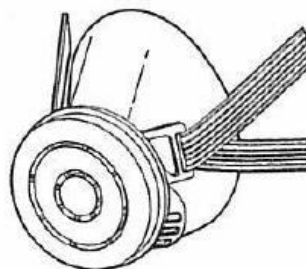
粉じんから身体を守る最後の砦です

防じんマスク

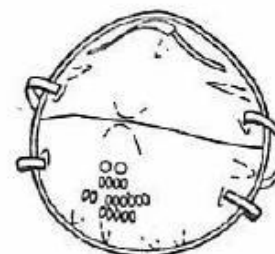
【取り替え式・全面形面体】



【取り替え式・半面形面体】

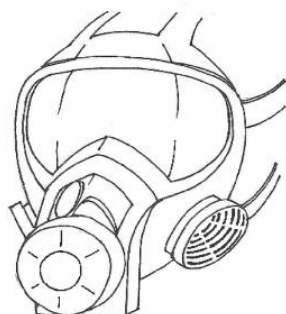


【使い捨て式】

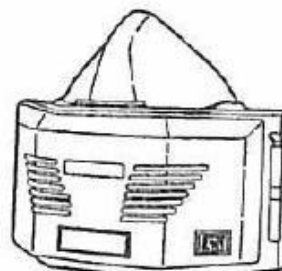


電動ファン付き呼吸用保護具

【全面形面体】



【半面形面体】



呼吸用保護具（防じんマスク）の着用

- 「**保護具着用管理責任者**」を選任しましょう。
責任者は次の事項を行きましょう。
 - ① 呼吸用保護具の**適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導**
 - ② 呼吸用保護具の**保守管理及び廃棄**
 - ③ 呼吸用保護具の**フィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換日等を記録する台帳を整備する等フィルタの交換の管理**

監督署からのお願い

区分

第1管理区分

第2管理区分

第3管理区分



環境測定の結果、第2, 3管理区分となっている粉じん作業場においては、**電動ファン付マスクの100%導入**をお願いします。



粉じん対策の日

粉じん職場においては、粉じん対策を適切に実施するため、毎月特定の日を「**粉じん対策の日**」と設定して、次の事項を実施しましょう。

- **呼吸用保護具の点検**
 - **局所排気装置等の点検**
 - **たい積粉じん除去のための清掃**
- など

じん肺健康診断

●就業時健康診断

新たに常時粉じん作業に従事することになった労働者に対して、その就業の際に実施する
(過去に粉じん作業従事歴がない者等は免除可能)

- ・あらかじめ、じん肺の罹患の有無及びその程度を確認し、適切な健康管理を行うことを目的とするもの
- ・「就業の際」とは、雇い入れ又は配置替えの日の前後おおむね3ヵ月程度までの期間をいう

じん肺健康診断

●定期健康診断

下記の労働者に対し、定期的に実施する

粉じん作業従事との関連	じん肺管理区分	健康診断の頻度
常時粉じん作業に従事	1（所見なし）	3年以内ごとに 1回
	2, 3	1年以内ごとに 1回
常時粉じん作業に従事した ことがあり、 現在は非粉じん作業に従事	2	3年以内ごとに 1回
	3	1年以内ごとに 1回

じん肺健康診断

●定期外健康診断

常時粉じん作業に従事する労働者が他の健康診断（一般健康診断、特殊健康診断）において、じん肺の所見があり、又はじん肺にかかっている疑いがあると診断されたとき、等

じん肺健康診断

●離職時健康診断

1年を超えて使用していた労働者が、離職の際にじん肺健康診断を行うよう求めたときに実施する

直前のじん肺健康診断受診日から離職の日までの期間が、次の期間に満たない労働者は除外可能

じん肺所見なし(管理1)の者: 1年6月

管理2又は管理3の者: 6月

じん肺健康診断

健康診断の内容

①粉じん作業についての職歴の調査

②胸部エックス線写真(直接撮影)による検査

①②の検査の結果、じん肺所見が認められた場合(疑いを含む)

③胸部臨床検査

④肺機能検査

上記検査の結果、結核その他合併症にかかっている疑いがある場合

⑤結核精密検査その他合併症に関する検査

じん肺健康診断

[illegible]

- ・じん肺健康診断に関する記録は
じん肺健康診断結果証明書（様式第3号）
により作成し、**エックス線写真**とともに
7年間保存しなければならない。
（エックス線写真は病院等で保存することも可）
- ・じん肺健康診断を受けた労働者に対し、
遅滞なく、健診結果を通知しなければならない。
- ・じん肺健康診断の結果、**じん肺の所見**
があると診断された労働者について、
じん肺管理区分の決定を受けなければならない。

じん肺健康診断

じん肺管理区分		じん肺健康診断の結果
管理1		じん肺の所見がないと認められるもの
管理2		エックス線写真の像が第1型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理3	イ	エックス線写真の像が第2型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
	ロ	エックス線写真の像が第3型又は第4型（大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理4		(1) エックス線写真の像が第4型（大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるものに限る。）と認められるもの (2) エックス線写真の像が第1型、第2型、第3型又は第4型（大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの

じん肺健康診断

エックス線写真の像の区分

型	エックス線写真の像
第1型	両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が少数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第2型	両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第3型	両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が極めて多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第4型	大陰影があると認められるもの

粒状影: 肺に生じたじん肺による結節の影像をいい、多くの場合小円形に見えるもので、その直径が約10mmまでのものをいう

不整形陰影: 主に線状、細網状、繊維状、網目状、蜂窩状、斑状の影をいう

大陰影: じん肺による融合陰影や塊状陰影で、その長径が10mmを超える陰影をいう

じん肺健康診断

様式第3号 (第13条、第20条、第22条関係)

じん肺健康診断結果証明書									
ふりがな	性別	生年月日	粉じん作業履歴	事業場名及び粉じん作業名	期間	年数			
氏名	男 女	年 月 日		事業場名	(分) 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

エックス線写真による検査



1. 撮影年月日 年 月 日

2. 写真番号

3. 撮影条件 KV

mAs

増感紙

4. エックス線写真の像

イ. 小陰影の区分(0/- 0/0 0/1 1/0 1/1 1/2 2/1 2/2 2/3 3/2 3/3 3/+)

像	区分	タイプ
粒 状 影	/	p q r
不整形陰影	/	

ロ. 大陰影の区分 (A B C)

ハ. 付加記載事項 (pl plc co bu ca cv em es px tb)

年 月 日 医療機関の名称及び所在地

医師氏名

肺動脈圧測定	2時間値	その他の所見	
ツベルクリン反応	mm ×		
判定	年 月 日	医療機関の名称及び所在地	医師氏名

備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

じん肺健康診断

じん肺健康診断結果証明書(エックス線写真による検査)の見方

●小陰影(粒状影、不整形陰影)の区分

0/- : 正常構造が特によくみえるもの

0/0 : じん肺の陰影が認められないもの

0/1 : じん肺の陰影は認められるが、第1型と判定するに至らないもの

← 所見なし

↓ 所見あり

1/0 : 第1型と判定するが、標準エックス線フィルムの“第1型(1/1)”に至っているとは認められないもの

1/1 : 標準エックス線フィルムの“第1型(1/1)”におおむね一致すると判定されるもの

1/2 : 第1型と判定するが、標準エックス線フィルムの“第1型(1/1)”よりは数が多いと認められるもの

2/1 : 第2型と判定するが、標準エックス線フィルムの“第2型(2/2)”よりは数が少ないと認められるもの

2/2 : 標準エックス線フィルムの“第2型(2/2)”におおむね一致すると判定されるもの

2/3 : 第2型と判定するが、標準エックス線フィルムの“第2型(2/2)”よりは数が多いと認められるもの

3/2 : 第3型と判定するが、標準エックス線フィルムの“第3型(3/3)”よりは数が少ないと認められるもの

3/3 : 標準エックス線フィルムの“第3型(3/3)”におおむね一致すると判定されるもの

3/+ : 第3型と判定するが、標準エックス線フィルムの“第3型(3/3)”よりは数が多いと認められるもの

じん肺健康診断

じん肺健康診断結果証明書(エックス線写真による検査)の見方

●粒状影のタイプ

主要陰影の径に従って分類

p = 直径 1.5mm までのもの

q = 直径 1.5mm を超えて 3mm までのもの

r = 直径 3mm を超えて 10mm までのもの

●大陰影の区分

1つの陰影の長径が1cmを超えるものが大陰影であり、その径に従って分類

A = 陰影が1つの場合には、その最大径が 1cm を超え 5cm までのもの。数個の場合には、個々の影が 1cm 以上で、その最大径の和が 5cm を超えないもの

B = 陰影が1つ又はそれ以上で、Aを超えており、その面積の和が1側肺野の1/3 (右上肺野相当域)を超えないもの

C = 陰影が1つ又はそれ以上で、その面積の和が1側肺野の1/3 (右上肺野相当域)を超えるもの

じん肺健康診断

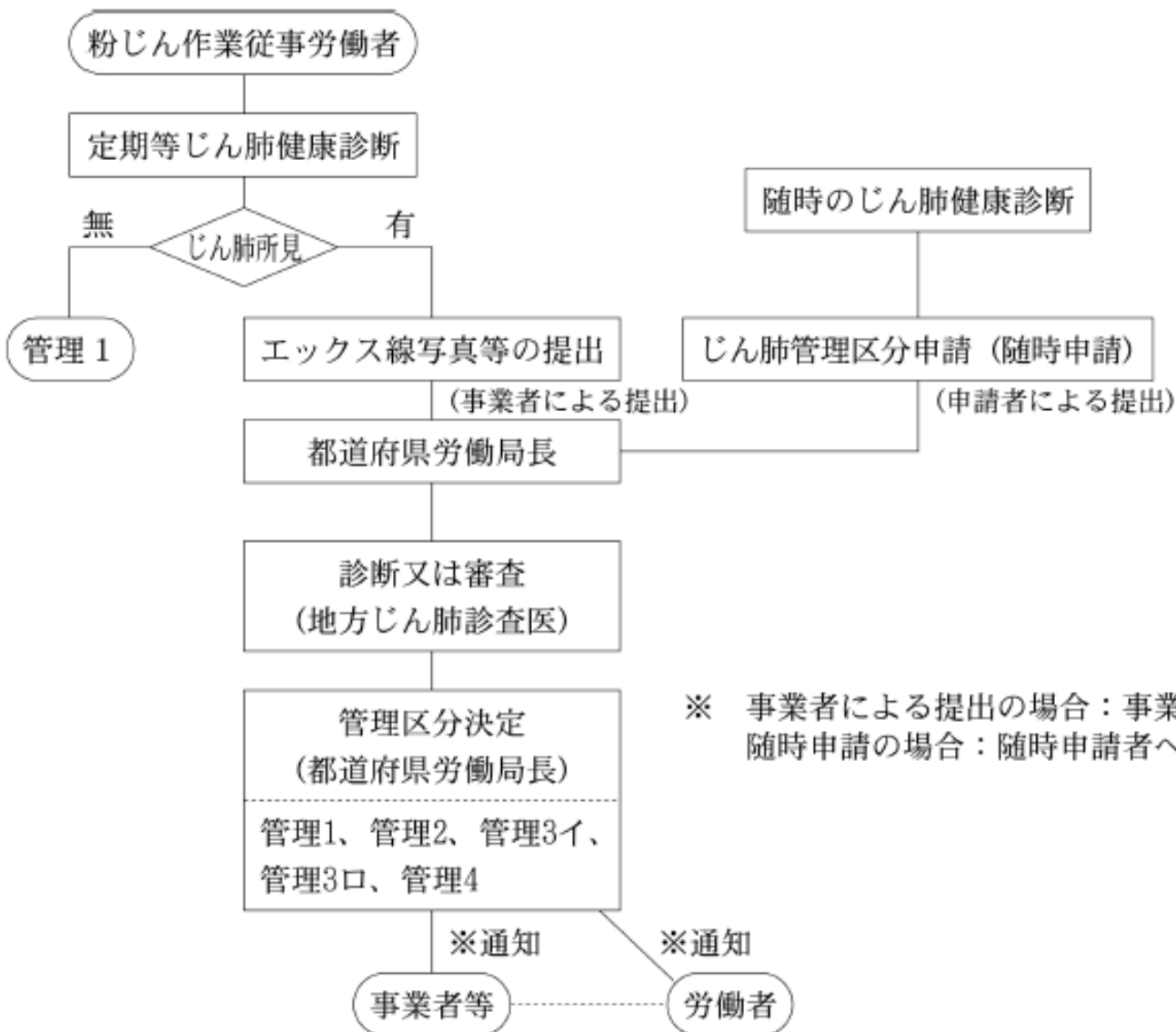
じん肺健康診断結果証明書(エックス線写真による検査)の見方

●付加記載事項

じん肺所見以外の所見について記載する場合に使用

pl	:	胸膜肥厚等の胸膜の変化(石灰化像を除く)
plc	:	胸膜石灰化像
co	:	心臓の大きさ、形状の異常
bu	:	ブラ(のう胞)
ca	:	肺又は胸膜のがん
cv	:	空洞
em	:	著明な肺気腫
es	:	肺門又は縦隔リンパ節の卵殻状石灰沈着
px	:	気胸
tb	:	肺結核

じん肺管理区分の決定手続について



様式第2号 (第13条関係)

エックス線写真等の提出書					
事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地	
				郵便番号 ()	
				電話 ()	
		受診対象労働者数	受診労働者数		じん肺の所見がないと診断された労働者
			計	じん肺の所見があると診断された労働者	
実施したじん肺健康診断	就業時健康診断 (法第7条)				
	定期健康診断 (法第8条)	現に粉じん作業に従事している労働者			
		粉じん作業から作業転換した労働者			
	定期外健康診断 (法第9条)				
	離職時健康診断 (法第9条の2)				
計					
当該提出に係るじん肺管理区分決定対象労働者数					
添付資料	1 エックス線写真	枚			
	2 じん肺健康診断の結果を証明する書面	枚			
	3 その他の参考資料				
年 月 日					
事業者 氏 名					
都道府県労働局長 殿					

備考
1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
2 「実施したじん肺健康診断」の欄は、当該エックス線写真等の提出に係る実施したじん肺健康診断について記入すること。

※ 事業者による提出の場合：事業者へ
随時申請の場合：随時申請者へ

じん肺健康管理実施状況報告

毎年、12月31日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、翌年2月末日までに、様式第8号（じん肺健康管理実施状況報告）により、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

※当該年にじん肺健康診断を実施しなかった場合も報告が必要

じん肺健康管理実施状況報告

様式第8号(第37条関係)(表面)

じん肺健康管理実施状況報告

80308

ページ / ページ
□ / □

労働保険番号	□□□□□□□□□□□□□□□□ (延道府県) (市区) (管轄) (五社番号) (枝番号) (被一括事業場番号)	在籍労働者 (12月末日現在)	人
事業場の名称	事業の種類		
郵便番号 ()			
事業場の所在地	電話 ()		

対象期間	9:令和 → □□□□	健診年月日	7:平成 9:令和 → □□□□
定期健康診断実施機関の名称			
定期健康診断実施機関の所在地			

粉じん作業コード	□□□□	粉じん作業コード	□□□□	粉じん作業コード	□□□□	粉じん作業コード	□□□□
上記作業従事労働者数	□□□□	上記作業従事労働者数	□□□□	上記作業従事労働者数	□□□□	上記作業従事労働者数	□□□□

(イ) 就業時健康診断 (法第7条)										(ロ) 定期健康診断 (法第8条)										(ハ) 定格外健康診断 (法第9条) このうち前記(イ)～(ロ)に該当する労働者の数										(ニ) 雇入れ時健康診断 (法第10条) このうち前記(イ)～(ロ)に該当する労働者の数									
小計										第1号		第2号		第3号		第4号		小計		小計										第1号		第2号		第3号		第4号		小計	
□□□□										□□		□□		□□		□□		□□		□□□□										□□		□□		□□		□□		□□	

(*1) 粉じん作業に従事労働者及び粉じん作業に従事したことがある労働者のじん肺管理区分別内訳 (12月末日現在)

計 ((イ)～(ホ))	(イ) 管理 1	有所見者数小計 ((ロ)～(ホ))	(ロ) 管理 2	(ハ) 管理 3 イ	(ニ) 管理 3 ロ	(ホ) 管理 4	その他
人	人	人	人	人	人	人	人

本年中に新たに管理 2、管理 3 又は管理 4 と決定されたものの数	□□□□	本年中に粉じん作業から他の作業に転じた労働者の数	人	□□□□				
計		人	1号	2号	3号	4号	5号	6号

(*3) じん肺管理区分が管理 2 又は管理 3 である労働者で、じん肺法施行規則第 1 条各号に掲げる合併症により、本年中に療養を開始したもの数

産業医等	氏名	所属機関の名称及び所在地
------	----	--------------

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長経由

労働局長殿

受付印

赤枠の欄: 必ず記入

青枠の欄：必要に応じて記入

「健診年月日」

対象年に実施したじん肺健診年月日を記入（複数回実施した場合は、実施者数の最も多い健診実施年月日を記入）

対象年にじん肺健診を実施していない
場合は記入しない(空欄)

「粉じん作業従事労働者数」

12月末日現在において実施している粉じん作業に対応したコード番号(用紙裏面参照)と従事労働者の人数を記入

じん肺健康管理実施状況報告

様式第8号(第37条関係)(表面)

じん肺健康管理実施状況報告

80308

ページ / ページ
□ / □

労働保険番号 (〒道府県)〔市区〕 〔管轄〕 〔系幹番号〕 〔支番号〕 〔統一被事業連番〕	在籍労働者 (12月末日現在)
事業場の名称	事業の種類
郵便番号 ()	
事業場の所在地	電話 ()

対象期間 9:令和 → □□□□

健康年月日 7:平成 9:令和 → □□□□□□

定期健康診断実施機関の名称	
定期健康診断実施機関の所在地	

粉じん作業コード □□□□	粉じん作業コード □□□□	粉じん作業コード □□□□	粉じん作業コード □□□□
上記作業従事労働者数 □□□□	上記作業従事労働者数 □□□□	上記作業従事労働者数 □□□□	上記作業従事労働者数 □□□□

(イ) 本年中に実施したじん肺健康診断実施者の延数				(ロ) 定期健康診断 (法第8条)				(ハ) 計 (イ) ~ (ニ) 定期外健康診断 (法第9条)				(ヘ) 定期外健康診断 (法第9条) への対応に関する他の取組			
小計				第1号	第2号	第3号	第4号	小計				小計			
□□□□				□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□				□□□□			

(*1) 粉じん作業に従事労働者及び粉じん作業に従事したことがある労働者のじん肺管理区分別内訳 (12月末日現在)

計 ((イ)~(ホ))	(イ) 管理 1	有所見者数小計 ((ロ)~(ホ))	(ロ) 管理 2	(ハ) 管理 3 イ	(二) 管理 3 ロ PR 3	(ホ) 管理 4 PR 4(A,B)	(ホ) 管理 4 PR 4(C)	F(++)	その他
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

本年中に新たに管理 2、管理 3又は管理 4と決定されたものの数	□□□□	本年中に粉じん作業から他の作業に転換した労働者の数	人	□□□□			
(*3) じん肺管理区分が管理 2 又は管理 3 である労働者で、じん肺法施行規則第 1 条各号に掲げる合併症により、本年中に療養を開始したもの数							
計	人	1号	2号	3号	4号	5号	6号
□□□□	人	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□

産業医等	氏名
	所属機関の名称及び所在地

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長経由

労働局長殿

受付印

「本年中に実施したじん肺健康診断実施者の延数」

対象年に実施したじん肺健康診断(就業時、定期、定期外、離職時)の内訳を記入(実施していない健診については記入しない(空欄))

※定期の場合は、第1号～第4号の欄に対象者の人数を記入

第1号：常時粉じん作業に従事する労働者
で、管理1の者

**第2号：常時粉じん作業に従事する労働者
で、管理2又は管理3の者**

第3号:過去に常時粉じん作業に従事していたが、現在は粉じん作業に従事していない労働者で、管理2の者

第4号:過去に常時粉じん作業に従事していたが、現在は粉じん作業に従事していない労働者で、管理3の者

じん肺健康管理実施状況報告

■ 様式第8号(第37条関係)(表面)

じん肺健康管理実施状況報告

80308

ページ 1 / 1

労働保険番号 在籍労働者 (12月末日現在) 人

事業場の名称 事業の種類

事業場の所在地 郵便番号 電話

対象期間 9:令和 健康年月日 7:平成 9:令和

定期健康診断実施機関の名称

定期健康診断実施機関の所在地

粉じん作業従事労働者及び粉じん作業に従事したことがある労働者のじん肺管理区分別内訳 (12月末日現在)

粉じん作業コード	粉じん作業コード	粉じん作業コード	粉じん作業コード
上記作業従事労働者数	上記作業従事労働者数	上記作業従事労働者数	上記作業従事労働者数

本年中に実施したじん肺健康診断実施者の数

(イ) 定期健康診断 (法第7条)	(ロ) 定期健康診断 (法第8条)	(ハ) 定期健康診断 (法第9条)	(ニ) 定期健康診断 (法第9条の2)
小計	第1号	第2号	第3号

(※1) 粉じん作業従事労働者及び粉じん作業に従事したことがある労働者のじん肺管理区分別内訳 (12月末日現在)

計	(イ) 管理1	(ロ) 管理2	(ハ) 管理3	(ニ) 管理3ロ	(ホ) 管理4
人	人	人	人	人	人

本年中に新たに管理2、管理3又は管理4と決定されたものの数

計	1号	2号	3号	4号	5号	6号
人	人	人	人	人	人	人

(※3) じん肺管理区分が管理2又は管理3である労働者で、じん肺法施行規則第1条各号に掲げる合併症により、本年中に療養を開始したものの数

氏名

所属機関の名称及び所在地

年 月 日

事業主職氏名

労働基準監督署長経由

労働局長殿

受付印

「**粉じん作業従事労働者及び粉じん作業に従事したことがある労働者のじん肺管理区分別内訳**」

12月末日現在において、**粉じん作業に従事している労働者と粉じん作業に従事したことがある在籍労働者のじん肺管理区分別の内訳**を記入

※**じん肺健診実施者の内訳ではないことに注意**

・**じん肺の所見がない者**については「**(イ)管理1**」に記入

・**管理2～管理4**については、労働局長による**じん肺管理区分の決定結果に基づき**記入

ご清聴ありがとうございました